

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第5期）

次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：男性社員の育児休業取得率を60%以上とする。
女性社員の育児休業取得率を90%以上とする。

<対策>

(1) 制度内容の周知徹底

- ① 育児・介護休業法に係る制度内容について、イントラネットへの掲載により周知を図る。
- ② 新入社員への人事諸制度説明において、出産・育児・介護関連制度を説明し、周知を図る。
- ③ 労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項について説明を実施する。

(2) 雇用環境の整備

- ① 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ② 仕事と育児を両立するための制度・施策の積極的な活用を行う。

目標 2：全社員の所定時間外・休日労働時間の月平均 20 時間未満とする。

<対策>

- (1)「MEBS グループ労働時間管理方針」に則り、長時間労働の要因確認や再発防止に向けたフォローを徹底する。
- (2)個人・組織単位の時間外就業状況を「勤怠見える化システム」で情報共有することで、業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントを徹底する。

目標 3：フルタイム社員の年次有給休暇平均取得日数を年間 15 日以上とする。

<対策>

- (1) 指定年休制度の運営等を通じて、年次有給休暇の取得の促進のための措置を検討・実施する。

3. 行動計画の公表及び周知

行動計画の社会一般への公表及び社員への周知については、「公表」は社外ホームページに掲載し、「周知」は計画内容を社内イントラネットに掲載することにより実施する。